## 大切な人を自死で亡くされた方にわたしたちができること

身近な人、大切な人を自死で亡くされた方は、深い悲しみや寂しさだけでなく、自責感、怒り、無力感などの様々な感情の変化が起こると言われています。

さらに、周りの人が安易に自死の理由を決めつけることや、「どうしてこんなことに」「なぜ防げなかったの?」などの言葉かけによって、傷つくことがあります。そういった心情に配慮し、「苦しく大変な思いをされたんだ」という気持ちで寄り添うことが大切です。



**一方的な考えや意見を押し付けない**

**孤立しないよう寄り添い見守る**

**安易な励ましや詮索はせず想いを受け止める**

あなたの周りに、大切な人を自死で亡くされ、つらい思いや困りごとを抱えている方がいらっしゃいましたら、安心して胸の内を話し、困りごとを相談できる場所があることをお伝えください。

### 遺族同士で思いを語り合う集いを開催しています

**リメンバー名古屋自死遺族の会** 偶数月に開催

F A X ▶ 050-3588-8097
E-mail ▶ remember_nagoya@yahoo.co.jp
U R L ▶ https://remember-nagoya.org

**～こころの居場所～AICHI自死遺族支援室** 奇数月に開催

E-mail ▶ cocoroibasyo@yahoo.co.jp
U R L ▶ https://cocoroibasyo.org/

**Dearest(ディアレスト)** 奇数月に開催

※家族ではないけれども大切な人を亡くした方の会です。
E-mail ▶ the.dearest1@gmail.com
U R L ▶ https://dearest.heya.jp/

### 大切な人を自死で亡くした方を対象とした主な相談窓口

**愛知県精神保健福祉センター** 面談相談・予約制

(名古屋市を除く愛知県内にお住まいの方)
**第3木曜日** ▶ 14:00～15:30
**連 絡 先** ▶ 052-962-5377
(予約は平日9:00～12:00、13:00～16:30)

**名古屋市精神保健福祉センターここらぼ** 面談相談・予約制

(名古屋市内に在住、在勤あるいは在学の方) 日程など詳細はこちらまで →
**連 絡 先** ▶ 052-483-2095
(予約は平日8:45～17:15)

**NPO法人グリーフプラザともに** LINE電話相談

第2、第4 火曜日 21:30～翌1:00
**LINE** ▶ ID @700tgyoc
※ラインの通話機能を使った電話相談です。
問い合わせはメール(info@griefplaza-tomoni.com)にて対応

## 旧優生保護法について

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が、2025年1月17日に施行されました。

あわせて、障害や疾病により旧優生保護法(1948年から1996年まで)に基づく、優生手術等を受けることを強いられて被害を受けた方々に対し、補償金の支給を行うこととしています。
まずは相談窓口にお問い合わせください。

**●補償金の支給について**
・対　象:旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人及びその配偶者(死亡している場合はその遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、曽孫又は甥姪))
・支給額:本人1,500万円　配偶者500万円 ※事実婚などを含む

**●優生手術等一時金の支給について**
・対　象:旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方
・支給額:320万円 ※補償金を受給した場合も支給する

**●人工妊娠中絶一時金の支給について**
・対　象:旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方
・支給額:200万円 ※優生手術等一時金を受給した場合には支給しない

**請求期限 2030年1月16日まで**

**●愛知県旧優生保護法補償金等受付・相談窓口は以下のとおりです。**

**電　　話** ▶ 052-954-6009　**FAX** ▶ 052-954-7493
**E-mail** ▶ kokoro@pref.aichi.lg.jp
**受付時間** ▶ 9:00～12:00 13:00～17:00
(月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)
所在地:愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
保健医療局健康医務部医務課こころの健康推進室内(愛知県庁西庁舎1階)